

東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、放射能による被害から町民の生命と生活を守り、日南海岸国定公園の豊かな自然環境と貴重な生態系を放射能による汚染から予防することによって、現在及び将来の町民の健康と安心して住める生活環境を保障し、自然と調和した地域発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「放射性物質等」とは、原子力関連施設から発生する使用済燃料やさまざまなレベルの放射性廃棄物と原子力発電所の事故により汚染された放射性物質や原子力の利用と研究に供され、それらに伴って発生する物又は廃棄される全ての放射性物質をいう。

2 この条例において「原子力関連施設」とは、原子力発電所並びに核燃料（使用済核燃料を含む。）の加工施設、中間貯蔵施設、再処理施設、濃縮施設及び放射性廃棄物の最終処分場並びに研究施設など、原子力利用と研究に関わる全ての施設をいう。

（基本施策）

第3条 東串良町は、いかなる場合も放射性物質等の町内持込みを拒否する。

2 東串良町は、いかなる場合も原子力関連施設の肝属地域への立地及び建設に反対する。

3 この条例は、医療用放射性物質の持込み及び利用を妨げるものではない。

（立場の表明）

第4条 東串良町は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて国及び関係機関に対し、前条に規定する基本施策を通知して、その立場を明らかにする。

（権限）

第5条 東串良町は、第3条第1項及び第2項に定める放射性物質等の持込み又は原子力関連施設の肝属地域への立地及び建設に関する計画等があると疑われる場合には、関係機関及び関係施設に対して関連情報の提供を求めることができる。

2 東串良町は、放射性物質等の町内持込みについて疑いが生じた場合は、疑いのある原子力関連施設及び関係機関に対して報告を求め、必要な限度において関係場所へその身分を示す証票を携帯した職員を立ち入らせ、状況を調査させることができる。

3 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 東串良町は、この条例に違反した原子力関連施設及び関係機関の責任者に対し、施設の共用及び操業の即時停止を求めることができる。

(町民の責務)

第6条 東串良町民は、この条例の趣旨を遵守し、放射性物質及び原子力関連施設等の町内持込みをさせないよう努めなければならない。

(町長等の責務)

第7条 町長、副町長、教育長、町議会議員、教育委員、農業委員、町職員等は、この条例の趣旨を遵守し、入手した放射性物質及び原子力関連施設等に対する情報は、速やかに町民、近隣市町、鹿児島県知事に知らせるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。